

仕様書

1. 仕様書番号 健委第1号
2. 委託業務名 レントゲン検診委託業務
3. 実施期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
胃がん 6月2日、6月17日、7月18日、9月10日、10月9日、12月19日
肺がん・結核 6月16日、6月19日、6月26日、6月30日、7月8日、7月10日、7月16日
天候などの事情により、検診日の変更もしくは実施期間の延長を年度内の範囲とする場合がある
4. 業務目的 市民の健康増進、疾病の早期発見・治療のため行うがん検診において、より多くの市民が受診しやすい環境の整備のため、検診車を使用し市内指定場所を巡回する検診を実施する。
5. 対象者 40歳以上の市民
6. 委託業務内容及び指示事項

I. 胃がん検診（胃部エックス線検査）

市が指定した場所に検診車を配車し、技師1名、撮影時の助手1名、問診業務1名（有資格者）で行うものとする。また検診会場に医師を立ち合いさせること。

- (1) 受付 検診に必要な受診票の処理をする。ただし、受診料金の徴収は市職員が行う。
- (2) 問診 問診は現在の症状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取する。
大腸がん検診同日受診者には、大腸がん検診の問診項目を確認する。
- (3) 撮影 撮影に関しては、問診内容を十分確認した上で実施する。
 - ①撮影機器はデジタル撮影機器とする。また撮影機器は日本消化器がん検診学会の定め
る仕様基準^(注1)を満たすものを使用する。
 - ②撮影枚数は、最低8枚とする。
 - ③撮影の体位及び方法を明らかにする。また、撮影の体位及び方法は日本消化器がん検
診学会の方式^(注1)によるものとする。
 - ④造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に（180～220W/V%の高濃度バリウム、
120～150mlとする）保つとともに、副作用等の事故に注意する。
 - ⑤撮影技師は、日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師の資格を取得す
ること。
 - ⑥市から報告を求められた場合には撮影技師の全数と、日本消化器がん検診学会認定技
師数を報告する。
- (4) 読影
 - ①市から報告を求められた場合には、読影医全数と日本消化器がん検診学会認定医数も
しくは総合認定医数を報告する。
 - ②読影は二重読影とし、判定医の一人は日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認
定医とする。
 - ③必要に応じて、過去に撮影したエックス線写真と比較読影する。
- (5) 結果の通知・報告
 - ①受診者全員に個人結果票を作成し、検診日より3週間以内に市に提出する。

「要精検」者については精密検査依頼書及び返信用封筒を作成する。また市が求めた場合には電子媒体（CD-R等）を作成する。

②受診者名簿（検査結果含む）と、市の希望様式（地域保健・健康増進事業報告に必要な項目）で集計したデジタル媒体にて結果を市へ提出する。

(6) 記録の保存

①胃部エックス線画像は少なくとも5年間は保存する。

②問診記録・検診結果は少なくとも5年間は保存する。

(7) その他

①市の求めがあれば、胃部エックス線写真の貸し出し及び、円滑な検診実施ができるよう必要な作業に協力する。

②検査機関側の原因により判定不能となった場合は、市はその者の検診委託料を支払わないものとする。

③精密検査方法及び、精密検査（治療）結果の報告を、精密検査実施機関から受け、その内容を市に報告すること。

④受診票、胃がん検診衣、造影剤、緩下剤は、検査機関で準備すること。

⑤市は、検査機関が検診を実施するにあたり、必要とする個人情報を提供する。個人情報の取扱いについては、情報の取扱いに関する特記仕様書（別紙）に従うこと。

⑥胃がん検診の受注者の変更があった場合は、過去5年間の胃部エックス線写真を新たな受注者に渡すこと。新たな受注者は、委託を受ける前の過去5年間分の胃部エックス線写真も保管し、比較読影に利用すること。

(注1) 胃部エックス線撮影法及び撮影機器の基準は日本消化器がん検診学会発行、「胃がん検診のための胃X線検査マニュアル2025 改訂第3版」参照。

II. 肺がん・結核検診

検診車（自家発電機搭載、土足での車内乗り入れ可、原則出入り口は2か所）を配車し、技師1名、受付1名で市内会場を巡回にて以下の業務を行うこと。

(1) 受付 検診に必要な受診票の処理をする。

(2) 料金徴収 受診者から自己負担金500円を徴収し、領収書を発行する。ただし、発注者が自己負担金を無料とした件については、この限りでない。

(3) 撮影

①肺がん診断に適格な胸部エックス線撮影、すなわち、放射線科医、呼吸器内科医、呼吸器外科医のいずれかによる胸部エックス線の画質の評価と、それに基づく指導を行う（注1）。

②撮影機器は、デジタル方式・モニタ読影有りとし、日本肺癌学会が定める肺がん検診として適切な撮影機器・撮影方法で撮影する（注1）。また、日本肺癌学会が定める画像処理法を用いること（注1）。

③胸部エックス線検査に係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備する。

④1日あたりの実施可能人数を明らかにする。

⑤事前に胸部エックス線撮影を行う診療放射線技師に対して指示をする責任医師、及び緊

急時や必要時に対応する医師などを明示した計画書を作成し、市に提出する。

⑥緊急時や必要時に医師に連絡できる体制を整備する。

⑦胸部エックス線写真撮影時や緊急時のマニュアルを整備する。

⑧検診に従事する診療放射線技師が必要な教育・研修を受ける機会を確保する。

(4) 読影

①市が求めた場合、読影医の実態（読影医の氏名、生年、所属機関名、専門とする診療科目、呼吸器内科・呼吸器外科・放射線科医師の場合には専門科医師としての経験年数、肺がん検診に従事した年数、「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会^(注2)」の受講の有無等）を報告する。

②読影は二重読影を行い、下記の要件*を満たす医師が読影に従事する。

※読影医の要件

・第一読影医：検診機関などで開催される「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会^(注2)」に年1回以上参加していること

・第二読影医：下記の1)、2)のいずれかを満たすこと

1) 3年間以上の肺がん検診読影経験があり、かつ検診機関などで開催される「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会^(注2)」に年1回以上参加している

2) 5年間以上の呼吸器内科医、呼吸器外科医、放射線科医のいずれかとしての経験があり、かつ検診機関などで開催される「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会^(注2)」に年1回以上参加している

③2名の読影医のどちらかが「要比較読影」としたものは、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影する。

※二重読影の結果、「肺がん検診の手引き」（日本肺癌学会肺がん検診委員会編）の「肺がん検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分」の「d」「e」に該当するもの

④比較読影の方法は、「読影委員会等を設置して読影する（あるいは読影委員会等に委託する）」、「二重読影を行った医師がそれぞれ読影する」、「二重読影を行った医師のうち指導的立場の医師が読影する」のいずれかにより行う。

⑤読影結果の判定は「肺がん検診の手引き」（日本肺癌学会肺がん検診委員会編）の「肺がん検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分」によって行う。

⑥読影用モニタなどの機器に関しては、日本肺癌学会が定めた基準等に従う^(注1)。

(5) 喀痰細胞診

①喀痰細胞診は、年齢50才以上・喫煙指数600以上の者に行う。

②細胞診の業務を委託する場合は、その委託機関（施設名）を明らかにする。

③採取した喀痰は、2枚以上のスライドに塗抹し、湿固定の上、パパニコロウ染色を行う。

④固定標本の顕微鏡検査は、公益社団法人日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して行う^(注3)。

⑤同一検体から作成された2枚以上のスライドは、2名以上の技師によりスクリーニングする。

⑥がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行う*。

※がん発見例については必ず見直すこと。またがん発見例が無い場合でも、少なくとも

も見直す体制を有すること。

⑦市が、国の指針等の改正その他の事情により喀痰細胞診を実施しないと決定した場合は、その決定に従うものとする。

(6) 結果の通知、報告

①受診者全員に個人結果票を作成し、検診日より3週間以内に市へ提出する。

「要精検」者については精密検査依頼書及び電子媒体（CD-R等）を作成する。

②受診者名簿（検査結果含む）と、市の希望様式（地域保健・健康増進事業報告に必要な項目）で集計したデジタル媒体にて結果を市へ提出する。

(7) 記録・標本の保存

①標本、胸部エックス線画像は少なくとも5年間は保存する。

②問診記録・検診結果（エックス線検査結果、喀痰細胞診検査結果）は少なくとも5年間は保存する。

(8) その他

①市の求めがあれば、胸部エックス線写真の貸し出し及び、円滑な検診実施ができるよう必要な作業に協力する。

②検査機関側の原因により判定不能となった場合は、市はその者の検診委託料を支払わないものとする。

③精密検査方法及び、精密検査（治療）結果の報告を、精密検査実施機関から受け、その内容を市に報告すること。

④受診票、喀痰検査容器は、検査機関で準備すること。

⑤市は、検査機関が、検診を実施するにあたり、必要とする個人情報を提供する。個人報の取扱いについては、情報の取扱いに関する特記仕様書（別紙）に従うこと。

⑥肺がん・結核検診の受注者の変更があった場合は、過去5年間の胸部エックス線写真を新たな受注者に渡すこと。新たな受注者は、委託を受ける前の過去5年間分の胸部エックス線写真も保管し、比較読影に利用すること。

(注1) 肺がん診断に適格な胸部エックス線撮影：日本肺癌学会編集、「肺癌取扱い規約 第9版」参照。

(注2) 講習会の具体的内容は、日本肺癌学会ホームページ（肺がん検診について）参照。

(注3) 喀痰の処理法・染色法：公益社団法人日本臨床細胞診学会、細胞検査士会編集「細胞診標本作成マニュアル」参照。